

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策基本方針

令和2年11月24日 岩手県立盛岡となん支援学校

1 基本的な考え方

- (1) 児童生徒および教職員の感染予防、感染拡大防止策を最優先とした対応を図る。
- (2) 感染予防と拡大防止の学校環境を整え、児童生徒の安全と安心を確保し教育活動を行う。
- (3) 文部科学省および県教育委員会のガイドラインに則り、保護者、関係各機関と連携を密にして対応する。
- (4) 国内国外の感染拡大の状況を鑑みて、児童生徒および教職員個々に感染予防のための「行動変容」や「行動自粛」の理解を促し、全員が危機意識をもって行動できるよう対応する。
- (5) 新しい生活様式を導入し、児童生徒の健やかな学びを保障する。

2 危機対応組織の設置（対策本部⇒校務運営会議の臨時開催）

(1) 組織

| 係 | 担当 | 業務内容 |
|---------------|--------------------|---|
| 本部長 | 校長 | 対策全般の総括 |
| 副本部長 | 副校長 | 校内体制の指示・調整、情報収集と発信の窓口、関係機関連携と報告、児童生徒および教職員の健康状態の把握、報道対応 |
| | 事務長 | 職員の服務・勤務の調整・消毒作業発注・実施等 |
| 部員 (運営委員他) | 総括教務主任 | 授業及び行事調整、時程調整等 |
| | 各学部主事 (訪問教育部主任) | 児童生徒の健康状態の把握と集約・報告、各部の教育環境調整等、保護者対応 |
| | 総務部長 | 儀式の対応調整、PTA関連行事の調整 |
| | 生徒指導主事 | 学校閉鎖および県内一斉休校の際の生活指導・安全指導 |
| | 進路指導主事 | 就業体験学習等の調整、関係機関との情報共有と収集 |
| | 保健主事、養護教諭、栄養教諭 | 感染予防と拡大防止対策の立案と提示、学校医との連携、児童生徒の健康状態の集約と報告、食事全般の管理 |
| | 寮務主任 | 寄宿舎生の健康状態の把握、寄宿舎の行事調整と時程調整等 |
| | 自立活動支援部長 | 校内研修の環境整備、相談支援等の調整、各種訪問支援等の連絡調整 |
| | 研究部長 | 校内研修の環境整備、各種校外研究会の連絡調整 |
| | 情報教育部長 | HP管理 |
| 必要に応じて | 寄宿舎庶務 | 寄宿舎生の健康状態の把握、寄宿舎の環境整備・調整、保護者対応 |

(2) 報告・相談経路

担任等 → 主事主任 → 保健主事・養護教諭 → 副校長・事務長 → 校長

(3) 対策本部設置期間

令和2年11月24日から令和3年3月31日までとする。

3 感染予防対策

(1) 学校生活

ア 児童生徒の登校の判断（保護者に要請）

(ア) 各家庭では、登校前に検温し、記録表に記入する。基本的に37.5度以上の場合は欠席する

よう促す。

- (イ) 発熱が認められなくても感染が疑われる症状がある場合は欠席し静養する。
- (ウ) 飛沫を防ぐ観点からマスクの着用を原則とする。
- (エ) 上記 (ア)、(イ) の場合は確認の上、出席停止とする。

イ 登校時対応

- (ア) 検温の有無を確認する。昇降口でも検温する。
- (イ) 登校時に発熱および体調不良が確認された場合は速やかに副校長に報告する。

ウ 授業および集会等の対応

- (ア) 学級担任は登校直後に児童生徒の検温と様子確認を行い、体調が悪い児童生徒がいた場合は学部主事へ報告する。
- (イ) 座席間の間隔や身体的距離を開ける。
- (ウ) 全体集会等は、各学部ごとに分散して実施する。
- (エ) 行間に1回程度、昼休みに一斉放送にて5分間の換気をする。また湿度の調節に注意する。
(教室や職員室の欄間は常時開け換気する。)
- (オ) こまめな手洗いを徹底する(登校後、トイレ後、運動後、作業後など)。また、校外での活動の後はうがいを徹底する。
- (カ) 咳エチケットを徹底する(マスク・ハンカチ・袖で覆う等)。
- (キ) 密閉(換気が悪い)・密集(多くの人が集まる)・密接(近距離での会話)を避ける。
- (ク) 水分補給に配慮する。

エ 給食時の対応

- (ア) 食事前後の手洗い、うがいを徹底する。
- (イ) マスクの着用や席の工夫、会話を控えたりするなどして食事前と食事時の飛沫を防ぐ。
- (ウ) 食事準備の係を固定したり、職員が一括準備したりするなどの工夫をする。
- (エ) 教室給食は、対面とならないよう座席配置に配慮する。
- (オ) 食堂においては、透明パーテーションやフェイスシールドも活用する。

オ 寄宿舎生の下校の対応

- (ア) 下校後に児童生徒の検温と様子確認を行い、基本的に37.5度以上の場合は、個室にて保護者が迎えに来るまで待つ。担任と養護教諭に報告する。
- (イ) 発熱が認められなくても感染が疑われる症状がある場合は担任と養護教諭に報告する。

(2) 寄宿舎生活

ア 寄宿舎利用の判断(保護者に要請)

- (ア) 各家庭において、帰舎前(日曜の午後等)に検温し、基本的に37.5度以上の場合は帰舎しないよう促す。
- (イ) 発熱が認められなくても感染が疑われる症状がある場合は帰舎せず静養するよう促す。

イ 舎室の対応

- (ア) 各部屋の在籍数を1名から2名とする。
- (イ) 舎室における密閉、密集、密接を避ける。

ウ 食事の対応

- (ア) 食事前後の手洗い、消毒、うがいを徹底する。
- (イ) マスクの着用や席の工夫、会話を控えたりするなどして食事前と食事時の飛沫を防ぐ。
- (ウ) 食事準備の係を固定したり、職員が一括準備したりするなどの工夫をする。

エ ミーティングの対応

感染対策を行った上で実施する。

オ 舎生会活動の対応

- (ア) 執行部は年間計画に従って進める。
- (イ) 集会等の実施は、密閉、密集、密接を避け、短時間での実施とする。
- (ウ) 児童生徒に必要な情報は、今まで通り掲示板等を活用して伝える。

カ 児童生徒の登校の判断

- (ア) 寄宿舎担当は、登校前に検温し基本的に37.5度以上の場合は欠席させその旨養護教諭と担任に報告する。
- (イ) 発熱が認められなくても感染が疑われる症状がある場合は欠席させ、その旨養護教諭と担任に報告する。

キ 生活全般における対応

- (ア) 検温は朝、下校後、夜の3回実施する。
- (イ) 水分補給に配慮する。
- (ウ) 手洗い、うがいを徹底する。
- (エ) 他室訪問を当面の間禁止する。
- (オ) 舎生同士の交流は、対人距離を保つようにする。
- (カ) 入浴は、時間帯を工夫して2名から3名での入浴とする。
- (キ) 舎生の買い物等の外出は必要最低限のものとし、その都度相談する(学校周辺に限定)。

(3) 教職員

- ア 教職員は出勤前に検温し、基本的に37.5度以上の場合は躊躇なく自宅静養する(特別休暇)。
- イ 発熱が認められなくても感染が疑われる症状がある場合は自宅静養する(特別休暇)。
- ウ 出勤時、玄関にて手指の消毒、およびサーモグラフィーによる検温を必ず行う。
- エ マスクの着用は飛沫を防ぐ観点から着用を原則とするが、業務上および指導上口話表現が必要な場合には、マウスシールドで対応する。その際、飛沫には十分に気を付けるものとする。
- オ こまめな手洗い、消毒、うがいを徹底し、児童生徒にも指導する。
- カ 職員室、教室等のこまめな換気を徹底し、児童生徒にも指導する。
- キ 咳エチケットを徹底し(マスク・ハンカチ・袖で覆う等)、児童生徒にも指導する。
- ク 密閉、密集、密接(3密)を避けて教育活動を進める。
- ケ 教職員と児童生徒および教職員同士の近距離での会話に十分気を付ける。
- コ 校務出張先の感染リスクが高いと見込まれる場合は、副校長に相談し対応する。
- サ 各学部の実態に応じた感染防止対策(フェイスシールドや透明パーテーション等)に努める。
- シ 1日1回以上の校内消毒を行う。
- ス 教職員は、児童生徒の体調不良時(感染の疑いの情報も含め)には速やかに養護教諭に連絡する。
- セ 保健室の他に、感染症の疑いのある児童生徒に対応する部屋を設置する。

4 感染拡大防止対策

(1) 児童生徒がPCR検査を受けることが判明した場合

- ア 出席停止の措置をとる。
- イ 様式1により、速やかに県教委(保健体育課)に報告する。
- ウ 期間は必要と認められる期間とする。
- エ 県立療育センター、岩手医大小児科・児童精神科、みちのく療育園に連絡する。

(2) 児童生徒の感染が判明した場合

- ア 出席停止の措置をとる。

- イ 様式1により、速やかに県教委（**保健体育課**）に報告する。
- ウ 保健所に連絡し、保健所の指示の下、施設の消毒作業を実施する。消毒作業が完了するまでは休校とする。
- エ 出席停止の期間は、治癒するまで。登校させる際は学校医等の指示を仰ぐ。
- オ 県立療育センター、岩手医大小児科・児童精神科、みちのく療育園に連絡する。
- カ 放課後等デイサービスに情報提供する。

(3) 家族等が感染して児童生徒が濃厚接触者になった場合

- ア 出席停止の措置をとる。
- イ 出席停止の期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とする。
- ウ 県立療育センター、岩手医大小児科・児童精神科、みちのく療育園に連絡する。

(4) 児童生徒の同居家族がPCR検査を受けることが判明した場合

- ア 検査結果が出るまで出席停止の措置をとる。
- イ 陰性の場合はその翌日から出席できることとする。

(5) 教職員に感染の疑いがあり、停留の対象となった場合

- ア **特別休暇**を取得する。
- イ 期間は必要と認められる期間とする。
- ウ 県立療育センター、岩手医大小児科・児童精神科、みちのく療育園に連絡する。

(6) 教職員がPCR検査を受けることが判明した場合

- ア **特別休暇**とする。
- イ 様式2により、検査結果が判明する日の10時までに県教委（**教職員課**）に報告する。
- ウ 期間は必要と認められる期間とする。
- エ 県立療育センター、岩手医大小児科・児童精神科、みちのく療育園に連絡する。

(7) 教職員の感染が判明した場合

- ア **病気休暇**を取得する。
- イ 様式2により、速やかに県教委（**教職員課**）に報告する。
- ウ 保健所に連絡し、保健所の指示の下、施設の消毒作業を実施する。消毒作業が完了するまでは休校とする。
- エ 病気休暇の期間は3ヶ月の範囲内とする。
- オ 県立療育センター、岩手医大小児科・児童精神科、みちのく療育園に連絡する。
- カ 放課後等デイサービスに情報提供する。

(8) 家族等が感染して教職員が濃厚接触者になった場合

- ア **特別休暇**を取得する。
- イ 期間は必要と認められる期間とする。

(9) 職員の同居家族がPCR検査を受けることが判明した場合

- ア 検査結果が出るまで**特別休暇**を取得する。
- イ 陰性の場合はその翌日から勤務できることとする。